

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 4 号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第 2（第 3 条関係） 初任給基準表			別表第 2（第 3 条関係） 初任給基準表		
職 種	学歴免許	初任給	職 種	学歴免許	初任給
自動車運転手，生活相談員，支援員の職	高等学校卒	<u>1 級 2 号給</u>	自動車運転手，生活相談員，支援員の職	高等学校卒	<u>1 級 18 号給</u>
	中学校卒	<u>1 級 1 号給</u>		中学校卒	<u>1 級 10 号給</u>
業務員，調理員の職		<u>1 級 1 号給</u>	業務員，調理員の職		<u>1 級 10 号給</u>
備考 略			備考 略		

附 則
この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。